

栃木県自転車の安全で適正な利用



の促進に関する条例



1 条例制定の背景

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代に利用される気軽な乗り物で、環境にやさしく、健康に良いことや、観光の振興や災害時の利用等、様々な分野における自転車利用のニーズが増加しています。

一方で、県内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車事故の比率は増加傾向にあります。また、他県では自転車利用者が事故の加害者となり、利用者本人やその保護者に対して、高額な損害賠償が請求される事例が見受けられます。

そこで、自転車利用者をはじめ、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用の促進や自転車損害賠償責任保険等への加入義務を盛り込んだ条例を制定しました（令和3年12月22日公布）。

2 条例の目的

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

3 主な内容

- (1) 県の責務、自転車利用者の責務、県と市町村との協力、事業者の役割等について規定しました。
- (2) 自転車の安全で適正な利用に関する教育、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検及び整備等について規定しました。
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入義務及び加入の確認等に係る努力義務について規定しました。

4 施行期日

令和4年4月1日。ただし、自転車損害賠償責任保険等への加入義務及び加入の確認等に係る努力義務については、令和4年7月1日。

5 お問い合わせ先

栃木県県民生活部 くらし安全安心課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
電話 028-623-2185 FAX 028-623-2182
栃木県のホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

栃木県自転車条例

検索



条例のポイントは？ 確認状況を☑ 下線部は『義務化』です!!

★「自転車利用者」は、どうするの？

- 自転車が車両であることを認識し、法令を遵守して、自転車の安全で適正な利用に努めなければなりません。
- 自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければなりません。
- 自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとします。
- 自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいいます。以下同じです。)を行うよう努めるものとします。
- 『自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等(以下「自転車保険等」と記載します。)に加入しなければなりません。』

★「事業者」は、どうするの？

- 自転車通勤者、事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとします。
- 事業活動において従業員が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- 事業活動において利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- 『事業者は、事業活動において自転車を利用するときは、自転車保険等に加入しなければなりません。』
- 自転車通勤者の自転車保険等の加入の有無を確認するよう努め、加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

★「保護者等」は、どうするの？

- 未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めるものとします。
- 未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- 高齢者の家族は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用や自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めるものとします。
- 未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- 『保護者は、未成年者が自転車を利用するときは、自転車保険等に加入しなければなりません。』

★「学校」は、どうするの？

- 児童、生徒、学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めるものとします。
- 児童、生徒、学生が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- 自転車を利用する児童、生徒、学生、その保護者に対し、自転車保険等に関する情報提供に努めなければなりません。

★「自転車貸付事業者」は、どうするの？

- 利用者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- 貸付ける自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとします。
- 『自転車貸付事業者は、貸付けの用に供する自転車の自転車保険等に加入しなければなりません。』
- 利用者に対し、自転車保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

★「自転車小売事業者」は、どうするの？

- 自転車を販売するときは、自転車保険等の加入の有無を確認するよう努め、加入していることを確認できないときは、自転車保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。